

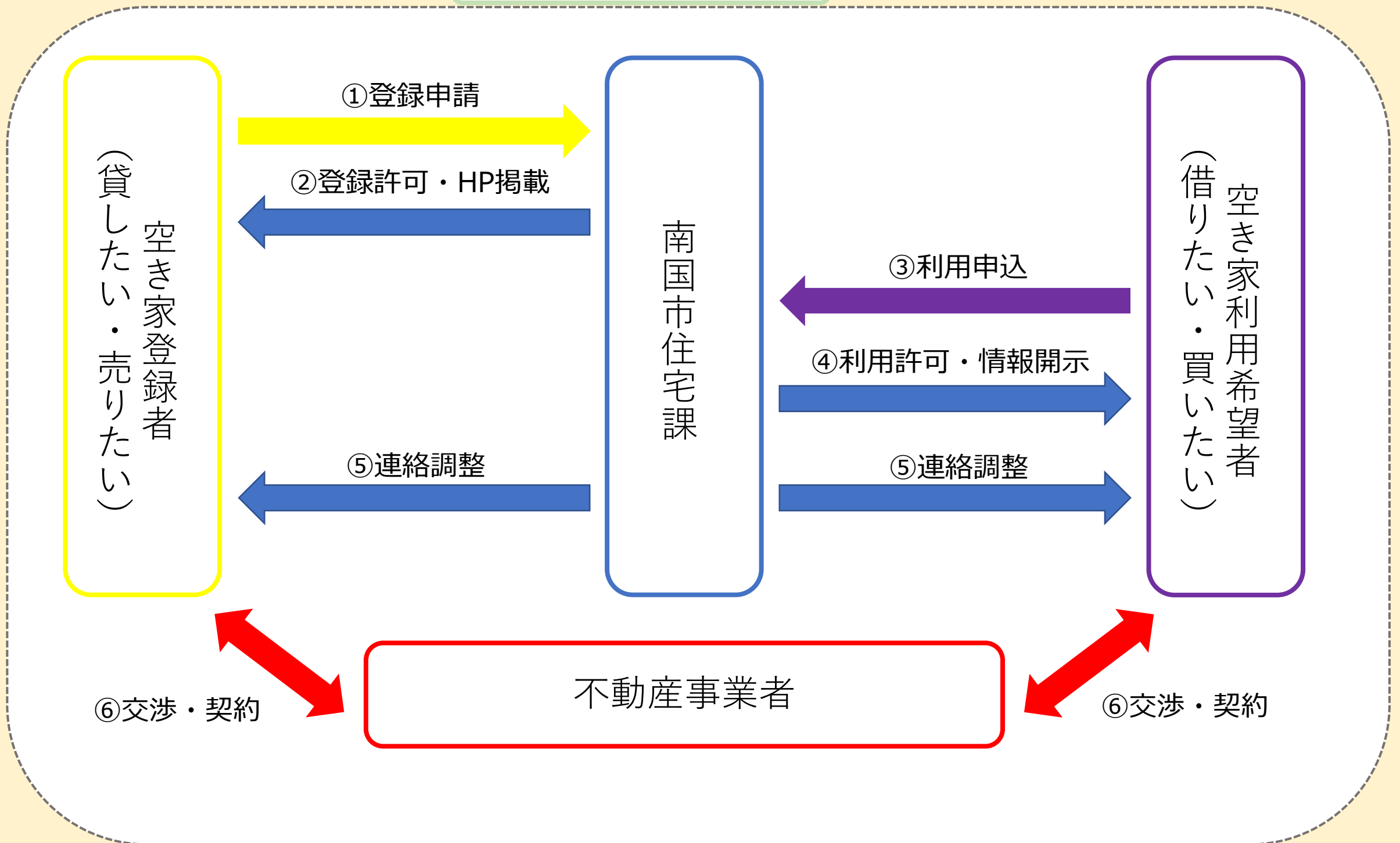
南国市空き家バンク制度

制度の概要

空き家バンクは南国市内に存する空き家のうち、民間の不動産業者での取り扱いが困難な物件を対象としています。そのため、原則として南国市が行う「不動産事業者紹介事業」を利用した上で、取り扱い業者がない場合に登録を行います。

また、都市計画法の関係上、市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）に存する空き家は、建て替えや賃貸に許可が必要となりますので、事前に都市整備課でのご相談をお願いしています。

制度のイメージ図



空き家利用希望者（借りたい・買いたい）の流れ

①空き家バンク利用申込	市ホームページで空き家情報を閲覧し、興味のある物件が見つかったら『南国市空き家バンク利用申込書（様式第3号）』を提出します。
②交渉・契約	市から『南国市空き家バンク利用許可書（様式第4号）』が届いたら、空き家登録者と交渉・契約を行ってください。

空き家登録者（貸したい・売りたい）の流れ

<p>【市街化調整区域の場合】</p> <p>①都市整備課開発係での相談</p>	<p>都市整備課開発係で、都市計画法による許可について相談を行います。※要電話予約</p>
<p>①空き家バンク登録申請</p>	<p>『南国市空き家バンク登録申請書（様式第1号）』に必要書類を添付し、市に提出します。</p>
<p>②交渉・契約</p>	<p>空き家利用希望者から利用申込があった場合、市から空き家利用希望者に利用許可を行います。</p> <p>その際、空き家登録者の連絡先などをお伝えしますので、売買や賃貸に向けた交渉や契約を行ってください。</p> <p>※市は交渉・契約について介入しません。</p>

登録申請に必要な書類

①『南国市空き家バンク登録申請書（様式第1号）』

※不動産事業者を指定してください

②登録希望者の南国市税の滞納のない証明書

③空き家及び空き家が所在する土地の登記事項証明書

※ただし、登記名義人または共有者が全員生存していること

④登録希望者の暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

⑤【共有名義の場合】登録希望者（申請者）以外の住民票

⑥【共有名義の場合】登録希望者（申請者）以外の同意書

⑦現地写真（外観・内部）

※市ホームページに物件写真として掲載しますのでデータで提出してください。

提出先：n-jutaku@city.nankoku.lg.jp

※データでの提出が難しい場合は、登録希望者の立ち会いのもと市職員が撮影を行うこともできます。

⑧建物間取り図

※市ホームページに物件情報として掲載します。